

第6章

まちづくりの志

－未来を拓く－



6-1 行政サービスの向上

(1) 行政改革の推進

基本方針

簡素で効率的な行政経営をめざすため、志摩市行政改革大綱に基づき、それぞれの改革項目の実現に向けて、志摩市行政改革実施計画の具体的な施策を推進するとともに進行管理を行い、行政サービスの向上を図ります。

現状と課題

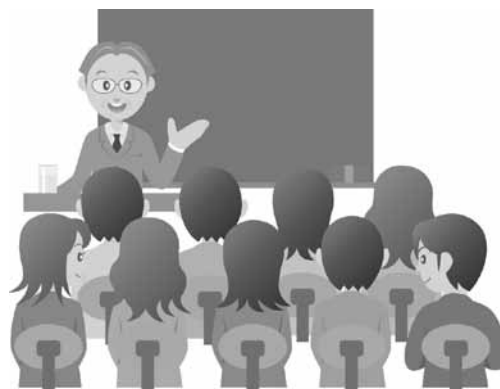
- 行政改革に取り組むための行動指針である志摩市行政改革大綱に基づき、志摩市行政改革実施計画を策定し、市民と協働のまちづくりの推進、簡素で効率的な行政経営の展開、健全財政運営の推進を柱とした改革に関連した具体的な事業を展開していくこととしています。今後、さらに行政改革実施計画の具体的施策に取り組み、合併による効果が発揮できる行政経営をめざして行政改革を推進する必要があります。
- 本庁および支所の組織機構については、各部署からの提案などを協議し毎年見直しを行っていますが、社会情勢や国の制度改革の動向、市民ニーズの変化などに対応するため、今後もさらに市民サービスの向上をめざして見直しを行う必要があります。
- 事務事業の評価については、平成22年度から内部評価を一部実施していますが、今後は外部委員による評価を導入し、事業コストや成果の検証を行い、真に必要な事務事業を厳選し、多様化した市民ニーズに対応する必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
行政改革実施計画の達成度	—	90%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①行政改革の推進	①－１ 行政改革の推進	企画政策課
	・ 総合計画後期基本計画に基づき、行政改革大綱の見直しを行います。また、その大綱の行動方針を基本として行政改革実施計画の具体的な施策に取り組むとともに、施策の進行管理や検証を行い、行政改革の推進を図ります。	
	①－２ 簡素で効率的な組織機構への見直し	
	・ 行政課題や市民ニーズに対応し事務事業を円滑に遂行するため、本庁および支所を中心として施設の統廃合の進捗状況も勘案した見直しを行い、簡素で効率的な組織機構をめざします。	
	①－３ 行政評価の推進	
	・ 内部評価の精度を向上させるとともに、事業仕分けなどの外部評価を実施し、事務事業に係るコストや成果を重視した行政経営を推進して市民満足度の向上を図ります。	



(2) 行政サービスの向上

基本方針

多様な市民ニーズに効率的、効果的に対応していくため、職員定数の適正化や研修を通じた職員の資質の向上をはじめ、窓口サービスの充実など、行政サービスのさらなる向上をめざします。また、文書管理の適正化や公用車の効率的な活用を図ります。

現状と課題

- 平成 22 年 3 月に平成 26 年度を目標とした志摩市定員適正化計画を改訂し、職員定数の適正化に取り組んでいます。定員適正化計画の達成に向けては、関係施策の確実な実施を検討する必要があります。
- 平成 18 年 12 月に志摩市人材育成基本方針を策定し、職員の資質向上に向けて内部研修および外部研修を行っています。職員研修への参加促進や人事評価への本格的取り組みに向けて、時期、内容等具体的な検討が必要です。
- 総合案内を 1 階窓口カウンターに設けることにより、来庁された市民はできるだけ移動せず、担当職員が出向き対応することで用件を済ませることができるワンストップサービスを行っています。今後、さらにワンストップサービスの向上に努め、窓口サービスを充実させる必要があります。
- 窓口での待ち時間の短縮、窓口開設時間延長、電話予約による休日交付等、より市民が利用しやすい行政サービスに努めています。電話予約による休日交付については、予約の受付が平日の業務時間内であることに加え、交付場所が本庁になるため、市民にとってより利用しやすい方法の検討が必要となっています。また、証明書自動交付機の設置にあたっては、導入経費等は年々安価になりつつあるのでその動向を注視しながら、また各支所の現状も考慮し検討することが必要となっています。
- 選挙事務の改善および効率化については、平成 20 年度に期日前（不在者）投票システムを導入しています。しかし、電磁的記録式投票（電子投票）システムの導入は行っていない状況であり、従来の選挙事務に係る費用、選挙人の数の推移、システム導入経費などを踏まえた検討が必要となっています。
- 入札参加資格審査登録事務については、建設工事、測量・設計コンサルタント業務は平成 20 年度より、物品購入・業務委託については平成 22 年度より県下の主な市町等による共同受付を実施しており、事業の目的である登録コストの削減や事務の軽減について、一定の効果をしていますが、当該共同化事業については、将来的には一本化し、発注者、受注者双方のさらなる事務手続きの軽減に努める必要があります。また、入札事務の軽減やより透明性の高い入札制度とするため、電子入札の導入について、今後検討をしていく必要があります。

- 文書管理規程に基づき、文書等の管理を統一し、事務の効率化を図りましたが、旧町と新市の文書の保存年限の統一や見直しが行われていないため、今後統一を図っていく必要があります。
- 公用車の管理については、庁舎が建設されたことにともない、分散していた組織が集約されたことで、より効率的な活用が可能となったため、適正台数を把握しながら経費削減を進めていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
定員適正化計画※による職員数	812人	739人
庁内スキルアップ研修への職員参加率	69.2% (562人/812人)	100%
公用車の適正台数	225台	195台
窓口アンケートによる満足度	—	85%

※ 定員適正化計画：計画期間 平成 17 年 4 月～平成 27 年 3 月

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①人事管理の推進	①－１ 職員定数の適正化	総務課
	・職員定数の適正化を図るため、平成 27 年度の数値目標に向け、取り組みを推進します。	
	①－２ 職員の資質向上	
	・多様な研修を実施するなど、研修の充実を図るとともに、人事評価制度を人事に反映するしくみを検討します。	

主な施策	施策内容	担当課
②窓口サービスの向上	②ー１ ワンストップサービスの向上 ・戸籍・住民基本台帳および税関係の諸証明の発行窓口を総合案内窓口に一元化することで、ワンストップサービスの向上に努めます。 ・証明書自動交付機の設置については、市民の意向や発行件数の増減等に注視しながら、費用対効果も考慮して検討します。 ・窓口アンケート結果に基づき、市民満足度を高めるよう取り組みを進めるとともに、懇切丁寧な接遇に努めます。	市民課 総務課 検査契約課 建設整備課
	②ー２ 住民基本台帳カードの活用 ・運転免許証を持っていない人や返納される人に対し、「写真つき住民基本台帳カード」が公的な身分証明書として利用できることの周知に努めます。 ・e-Tax（イータックス）を利用した確定申告をする場合には、本人確認情報（電子証明書）を住民基本台帳カードに登録する必要があることを周知し、カードの普及に努めます。	
	②ー３ 選挙事務の改善および効率化 ・選挙事務の簡素化および効率化を図るため、電磁的記録式投票（電子投票）システムの導入について検討します。	
	②ー４ 入札・契約事務の効率化 ・県下の主な市町等による入札参加資格審査登録事務の共同受付について、発注者、受注者双方の事務手続の軽減や受注者側の登録コストの削減が期待されるため、継続した運用に努めます。また、更新期間の延長などにより、さらなる事務経費の削減に努めます。 ・電子入札の導入について、共同化をめざすのか、市単独で実施するのか、導入コストや事業効果を考え、検討します。 ・公共工事の入札制度の改善、工事の設計積算の適正化および工事の品質確保などを図るため、志摩市公共事業推進本部の設置を検討します。	

主な施策	施策内容	担当課
③文書管理の適正化	③－１ 文書管理の適正化	総務課
	・ 合併以前の旧町と新市の文書保存年限の統一と保存年限の見直しを図ります。 ・ 文書管理目録および文書目録については、管理システムの導入を検討するなど、さらに管理しやすいよう改善に努めます。	
④公用車の適正化促進	④－１ 公用車の適正化計画の推進	財政課
	・ 本庁舎が建設され、分散していた組織が集約されたことによる公用車の効率的な活用を図り、さらなる経費削減に努めます。	



(3) 財政の健全化

基本方針

効率的・効果的かつ健全な財政運営を行うため、財政計画に基づく財政運営や財源の重点的な配分を行うとともに、市有財産の適正な管理と有効利用や依存財源の有効活用などにより、財源の確保に努めます。また、コンビニ収納等の実施により納税窓口を拡充するなど、多様な徴収方法により徴収率の向上を図ります。

現状と課題

- 財政健全化を実現するため、現在の行政のあり方について根本的に見直す必要があることから、「施設の統廃合等」「事務事業の見直し」「補助金の見直し」「歳入の見直し」の4項目を柱とした財政健全化アクションプログラムを策定しました。あわせて、平成26年度を期限とする合併特例債適用事業の再度見直しを行ったものを反映する形で具体的な目標数値を掲げた財政計画を策定しました。今後は、財政健全化アクションプログラムの実施状況の把握および財政計画に基づいた財政運営を行うとともに、経常的経費の節減に努めていく必要があります。
- 予算編成は部単位で義務的経費の人件費・公債費を除き、一般財源ベースでの枠配分方式により行っています。今後も、各部課に一定の予算枠を配分し、各部課が主体性を持って予算編成に取り組むことができる方式の確立を図っていくことが重要となります。
- 毎年、広報紙やホームページ等で予算、決算の概要や財政状況等について情報提供を行っていますが、今後も継続して市民との情報の共有化に努める必要があります。
- 未利用地の売却は、広報等で周知し公募にて実施しています。今後はシステム化された公有財産台帳により、適切な管理および有効利用することが必要となっています。
- 平成31年度までにすべての合併支援措置がなくなり、特に普通交付税の合併算定替による財政支援措置の廃止により、現在の普通交付税交付額より大幅に減少することが見込まれるため、これまでに上に財政のスリム化を図る必要があります。
- 公平・適正な課税に向けて正確に課税事務を遂行するとともに、各税目で抱える諸課題について今後も引き続き調査等を行い、課税の精度を高めていくことが必要です。
- 滞納整理の強化への対応が求められるなか、主要産業の低迷等も影響し、徴収の困難な状況が続いています。そのため、インターネット公売および電話による納付催告に努めることはもちろんのこと、

納付相談による分納誓約や収納窓口の拡充を図り、徴収率の向上と税収の確保に努める必要があります。また、主要税目である個人住民税の特別徴収についての取り組みを奨励し、徴収率の向上と税収確保に努め、当制度が未加入の事業者理解されるよう、引き続き取り組んでいく必要があります。

■財政指標の状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
経常収支比率（％）	89.6	91.4	92.7	91.6	88.7
財政力指数	0.495	0.513	0.526	0.522	0.507
実質公債費比率（％）	10.7	10.9	11.6	12.3	12.6

資料：地方財政状況調査、普通交付税算出資料

■市税の税目別徴収税額・徴収率の推移

（単位：千円・％）

年度 税目	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	徴収税額	徴収率	徴収税額	徴収率	徴収税額	徴収率
市民税	1,619,405	82.24	1,792,325	84.86	2,194,521	86.60
固定資産税	3,767,908	70.06	3,225,740	67.42	3,287,890	69.16
軽自動車税	122,171	81.30	127,792	82.80	130,125	81.73
たばこ税	390,537	100.00	399,328	100.00	393,801	100.00
特別土地保有税	4,852	1.72	200	0.08	100	0.04
入湯税	76,082	92.86	82,358	89.38	106,725	91.67
合 計	5,980,955	72.48	5,627,743	72.29	6,113,162	74.57

年度 税目	平成 20 年度		平成 21 年度	
	徴収税額	徴収率	徴収税額	徴収率
市民税	2,252,744	86.45	2,148,874	85.20
固定資産税	3,485,309	73.31	3,145,195	71.41
軽自動車税	134,056	81.94	137,144	81.77
たばこ税	366,560	100.00	344,748	100.00
特別土地保有税	5,545	2.29	16,061	12.27
入湯税	115,006	94.18	128,892	99.33
合 計	6,359,220	77.04	5,920,914	76.90

資料：収税課

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
財政調整基金および減債基金の確保（残高）	12 億円	30 億円（H26）
経常収支比率	88.7%	90%以下
実質公債費比率	12.6%	15%以下
市有財産の適正な管理と有効活用（売却割合）	—	15%
特別徴収事業者数（累計）	1,200 件	1,700 件
市税徴収率	76.9%	80%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①財源の効果的配分	①－1 長期的展望に立った財政計画 ・財政健全化アクションプログラムを確実に実施することで、財政計画に基づく財政運営をめざします。また、財政情報の積極的公開に努めます。	財政課 企画政策課
	①－2 総合計画との整合性 ・本計画の実効性を確保するうえで、総合計画実施計画の見直しにおいて財政計画との整合性を図ります。	
	①－3 経常的経費の節減 ・財政健全化アクションプログラムに基づく施設の統廃合や事務事業の見直し、また、定員適正化計画を継続的に推進することにより、人件費の抑制や物件費、維持補修費などの経常的経費の削減を図ります。	
	①－4 財源の重点的配分 ・従来の枠配分方式を基本として、当初予算編成時に、より効果的な予算配分ができるよう、随時見直しを行います。また、事務事業評価の結果を予算編成に反映させることにより、限られた財源の有効活用を図ります。	

主な施策	施策内容	担当課
②財源の確保	②－１ 市有財産の適正な管理と有効利用	財政課 課税課 収税課
	・ 公有財産管理システムを活用し、管理運営を円滑化するとともに、未利用地の売却を進めます。	
	②－２ 依存財源の有効活用	
	・ 総合計画実施計画に基づく普通建設事業については、計画的に合併特例債等を活用することにより財源の確保に努めます。	
	②－３ 自主財源の確保	
②財源の確保	・ 施設の利用状況や維持管理費の状況を踏まえ、使用料等の見直しを検討します。	財政課 課税課 収税課
	・ 公平適正な課税の精度を高め、自主財源の確保に努めます。また、個人住民税の特別徴収については、未加入の事業者に対し、加入促進の取り組みを引き続き行い、徴収率の向上と税収の確保に努めます。	
	②－４ 多様な徴収方法の実施	
	・ 滞納整理事務の強化を図るとともに、継続的な納税相談、財産調査の実施により、完納件数の増加に努めます。	
	・ 市外・県外の広域的な案件および徴収困難な案件等を中心に、三重地方税管理回収機構に積極的な移管を行います。また、市県民税の滞納者に対する徴収権についても県に移管することにより、連携を強化し、税の徴収に努めます。	
②財源の確保	・ インターネット公売および不動産公売を実施し、換価を図ります。	財政課 課税課 収税課
	・ コンビニ収納の本格的な実施により、納税窓口の拡充を図ります。	
	・ 広報紙およびケーブルテレビ、集客施設での啓発活動を継続して行い、口座振替の促進を図ります。	

(4) 広域行政の展開

基本方針

広域的な連携のもと、効率的・効果的な行政運営を行うため、必要に応じて県や近隣市町に働きかけ、一部事務組合、広域連合および定住自立圏構想などの制度を活用し、施策を推進します。

現状と課題

- 伊勢志摩地域では、常備消防、養護老人ホーム、農業共済などの一部事務組合や、広域連合によるごみ処理、し尿処理、介護保険認定業務などにおいて、関係市町との連携を行っています。今後も、市町と県との役割分担などが見直されることも想定され、こうした状況を念頭に置き、広域行政に取り組んでいくことが必要となっています。
- 広域行政圏施策の推進については、国において広域行政圏推進の方針が見直されるなかで、当地域でも平成21年度末をもって伊勢志摩地区広域市町村圏協議会および同広域行政圏計画が廃止されています。今後は、協議会を構成していた市町による任意の連絡協議会において、定住自立圏構想の活用を含めた新たな連携方法の検討を進める必要があります。

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①広域行政の展開	①－1 広域行政のあり方の検討	企画政策課
	・県と市町の地域づくり連携・協働協議会等において、県および関係市町と地域における役割分担の検討を進めます。	
	①－2 広域的な政策課題への対応	
	・伊勢志摩地区連絡協議会において、政策的連携に向けた調整や県への要望等を行うとともに、必要に応じ、定住自立圏構想、広域連合および一部事務組合等の制度を活用するため、県や関係市町に働きかけを行いながら、直面する地域課題に対し、新たな連携方法を模索し、課題解決に向けた検討を行います。	

6-2 情報化の推進

(1) 情報化の推進

基本方針

市民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正などに向けて、地域情報化の推進や電子自治体の推進を図ります。また、だれもが安全・安心に情報を活用することができるよう、情報に対する保護対策の充実を図ります。

現状と課題

- 市民サービスの向上、行政の効率化、情報格差の是正等の観点から、情報通信技術を活用した行政サービスの向上や電子自治体のサービスの基礎となる地域の情報化が求められているため、県内共同化事業の検討や情報セキュリティの確保を含め、地域情報化を総合的、計画的に推進することが必要となっています。
- 電算システムの更新は計画的に実施していますが、機器のメーカー保守期限切れ、OS等基本のソフトの変更が数年ごとに発生するため、周期的に行う必要があります。また、簡易型GISについては、県内共同化事業を活用することにより、機能の充実を図る必要があります。
- 情報保護対策については、情報システムのセキュリティ対策、情報セキュリティポリシー実施手順の未整備により、具体的な対処方法が確立されていない状況となっており、今後、取り組みを進めていく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
内部情報系システム端末の周期ごと入替台数	443/502 台 （1 周期目通算）	475/475 台 （2 周期目通算）
情報セキュリティ研修の実施回数	1 回／年	2 回／年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①地域情報化の推進	①－１ 地域情報化の推進	情報政策課 生涯学習人権 教育課
	・地域情報化計画に基づいて、情報化事業を推進していく手段として地域イントラネットを活用するほか、災害情報の提供、観光情報の提供の検討等、市民サービスの向上をめざし取り組みを進めます。 ・市民の立場に立った情報化を推進するため、部署間の調整および連携を強化します。	
	①－２ 地域イントラネットの利活用	
②電子自治体の推進	②－１ 電算システムの更新・導入	情報政策課 学校教育課
	・市民サービスの向上や行政の効率化を図るため、既存の電算システムを周期的に更新するとともに、新規電算システムの導入を検討します。 ・簡易型GISについては、更新費用等の削減を図るため、県内共同化事業による航空写真やデータを活用し、より広い分野で活用できるよう、機能の充実を図ります。	
③情報保護対策の充実	③－１ 情報保護対策の充実	情報政策課 学校教育課
	・情報セキュリティに関する事故等の防止に努めるなど、情報システムのセキュリティ対策を強化します。 ・国のガイドラインに沿って情報セキュリティポリシーを見直し、実施手順を策定したうえで、定期的なセキュリティ監査等を実施します。	

6-3 市民に開かれたまちづくり

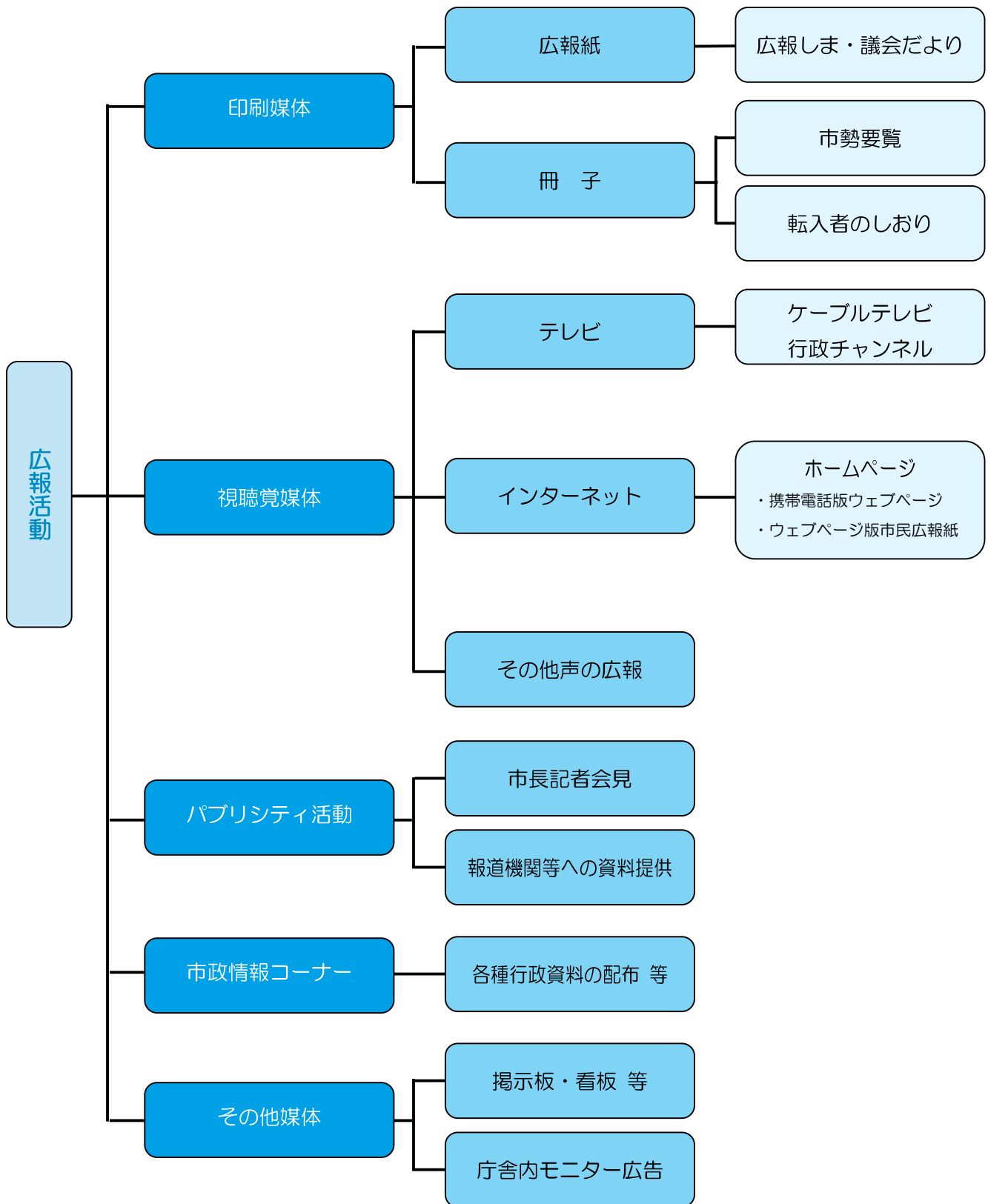
(1) 行政情報の提供

基本方針

市民と行政が情報を共有し、協働による開かれたまちづくりを進めるため、広報紙をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビなどのさまざまな媒体を活用して行政情報の提供に努めます。また、開かれた市議会をめざし、「議会だより」の配布や議会中継など、議会情報の発信に努めます。

現状と課題

- 協働で進める開かれたまちづくりには、市民と行政が情報を共有することが大前提であり、本市では、広報紙をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビ行政チャンネルなど、さまざまな情報提供の媒体を活用しています。今後もまちづくりへの市民の参加意欲を高め、協働によるまちづくりを進めるため、より一層、広報の充実を図ることが重要となっています。
- 自治会に加入していない世帯においては、広報紙等を自分で市役所等に取りに行かなければ入手できない状況にあるため、他の方法等を検討し、行政情報の入手手段の充実を図る必要があります。
- 市議会における情報公開は着実に進んでいますが、市民が親しみを持てる開かれた市議会の構築に向けて、「議会だより」やホームページ、ケーブルテレビ等による市議会広報のさらなる充実を図る必要があります。



成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
広報紙の配布率	83.8% (18,892世帯/22,537世帯)	85%
ホームページアクセス件数	320,942件/年	370,000件/年
ホームページ更新回数	296回/年	400回/年
議会広報紙配布率	81.7% (18,416世帯/22,537世帯)	85%
会議録検索システムへのアクセス件数	2,474件/年	3,300件/年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①行政情報の提供	①－１ さまざまな広報媒体の効率的な活用 - 自治会加入率の低下にともない、広報紙配布率も低下していることから、広報紙の設置場所を拡大するなど、読者を増やす工夫をし、広報紙配布率を向上させる取り組みを進めます。 - 協働によるまちづくりに必要不可欠な情報共有を図るため、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。 - 各部署等と調整しながら、さまざまな情報媒体を活用し、市政の動きや重要施策などのほか、市民に身近でタイムリーな情報の発信に努めます。	総務課 市長公室 議会事務局 企画政策課
	①－２ 各戸配布物の市内全戸配布 転入、転居の際に新しい住所地の自治会の紹介を行い、自治会への加入を促すことにより、できる限り多くの世帯に自治会を通して配布物が届くよう努めます。	
	①－３ 市議会広報の充実 - より市民に開かれた市議会をめざし、「議会だより」の充実を図り、また、ケーブルテレビによる会議の録画放映の充実に努めます。 - 市議会のホームページから会議録の検索ができることを「議会だより」を通じて市民に対し周知します。	

(2) まちづくりへの市民参画

基本方針

まちづくりや地域づくりに参加する市民や市民活動団体、ボランティア団体等の活動のための環境を整備し、協働の担い手となる市民や団体の育成、活動支援を進めます。また、こうした市民や団体のまちづくりへの参画機会の充実や協働のルールを明確にすることにより、協働によるまちづくりを推進します。

現状と課題

- まちづくりへの市民参画には、広報・広聴活動が重要であり、市民からの意見をどのように政策に反映させたのか、という点をわかりやすく伝えていくために、広報機能と広聴機能を連携させていくことが必要です。
- 本市における市民参画のしくみとして、審議会、懇談会等への公募委員の選任や対話集会（タウンミーティング）、意見公募（パブリックコメント）、アンケート調査などがあります。まちづくりの主人公は市民一人ひとりであるため、今後も市民がさまざまな角度から、市政に対して考えを述べる機会を積極的につくっていく必要があります。
- 地域の課題が複雑化かつ多様化しているなかで、市民ニーズのすべてを行政だけで対応することには限界が生じてきています。また、地方分権の時代を迎え、これまでの市民と行政との関係を見直し、市民自らの意思に基づき、市民自らがまちづくりを実践する住民自治の確立が求められています。そのため、市民、事業者および行政がそれぞれの役割を認め合い、対等の立場で協力し合う協働のまちづくりを推進する必要があります。
- 平成20年8月に志摩市まちづくり基本条例が制定されましたが、市民の条例に対する理解が深まっていないため、周知啓発が今後必要となっています。また、条例の実効性を確保する目的で設置された志摩市まちづくり基本条例推進委員会による条例の進捗管理を行う必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
公募委員が10%以上の審議会等の割合	16.7%	30%
パブリックコメント件数	3件／年	15件／年
協働事業提案制度提案数（累計）	—	10件

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①まちづくりへの 市民参画	①－１ 広報・広聴活動の充実 ・市民の声を市政に反映させるため、ホームページ住民対話システムや市民意見箱の設置を行っており、市政懇談会や地区市民集会などで寄せられた市民の声とあわせ、関係部署への周知を図り、政策へ反映させるよう努めます。 ・市民との信頼関係をさらに強めていくためには、意見をどのように政策に反映させたかを伝えることが必要であるため、双方向のコミュニケーションとして広報活動と広聴活動の機能連携を十分図ることに努めます。	企画政策課 市長公室
	①－２ 市民参画のしくみの確立 ・市民参画のしくみのひとつである意見公募（パブリックコメント）制度の市民への周知を徹底し、積極的な運用を行います。 ・審議会、懇談会等の委員の選任にあたっては、市民公募の手法を取り入れるなど、市民参画の機会の確保に努めます。	
	①－３ 政策形成への市民参画 ・市民と市がお互いの持つ資源を結集し、協働（役割分担）することによって、公共的課題を効果的に解決していくために、協働事業提案制度を継続して実施します。	
	①－４ まちづくり基本条例を推進するための体制整備 ・まちづくり基本条例の制度の充実・実効性を確保するため、まちづくり基本条例推進委員会で運用状況を把握・検討し、さらなる推進を図ります。	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 市政に対して関心を持ち、パブリックコメントなどを活用しましょう。



(3) 市民活動の活性化支援

基本方針

市民活動団体等の活動を活発化させ、成熟した市民社会の構築をめざすため、市民活動支援センターの効果的な運営を行います。また、活動団体間の連携や交流を促進するとともに、市民活動への支援に努めます。

現状と課題

- 社会の成熟化を受け、地域のために活動したいという市民活動団体等が増加し、活動が活発化しています。本市においても環境・福祉などの面でさまざまな市民活動が展開されています。今後も、市民活動団体やボランティア団体などの自立的な活動とまちづくりへの取り組みに対し、支援していくことが必要です。
- 地域のために活動したいという市民や団体のために「中間支援」の核として、市民活動支援センターが設置されました。今後は、登録団体数の増加への取り組みと、活動団体へのさらなる情報提供や活動支援が必要です。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
市民活動支援センター利用登録団体数（累計）	26 団体	60 団体

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①市民活動への支援	①－１ 市民活動支援センターの運営	企画政策課
	・市民活動を活性化させるため、情報の収集・発信業務、また、相談業務等を行うことを通じて、市民が利用しやすいセンターの運営をめざします。	
	・市民活動をはじめたい人に対する支援やきっかけづくりの事業を行うことで、市民活動に取り組みやすい環境を整備します。	
	①－２ 多様な市民団体の連携と交流の促進	
	・市民との協働でまちづくりが展開されるよう、市民活動団体やボランティア団体などとの連携強化を図り、交流の場づくりを進めるとともに、相互理解が深まるよう支援します。	



6-4 住民自治基盤の強化

(1) 住民自治基盤の強化

基本方針

住民自治基盤の強化を図り、これからも地域の力をまちづくりにいかすことができるよう、住民自治に関する意識の向上をはじめ、まちづくり基本条例を推進するための体制の整備、住民自治活動の実践、自治会活動の充実・強化などを図ります。

現状と課題

- 志摩市まちづくり基本条例に基づき、本格的に市民集会システムが稼働しています。市民集会システムの定着化を図り、地域住民と行政が協働し、まちづくりを進めていくために、地区市民集会やまちづくり記録帖の効果的な活用を検討する必要があります。
- 自治会への未加入世帯に対する加入促進が進んでおらず、また自治会活動に対する支援についても現状のあり方を検討することが必要となっています。そのようななか、住民自治意識の高揚を図りながら活動を進めてもらうために、先進地での取り組みの紹介や研修の機会を設けるなど、支援に努めることが重要になっています。
- 地域全体で連携・協力して住民自治活動を進めていくために、自治会と地域で活動している団体、事業者等とのネットワーク化や支援体制づくりに努める必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
協働、住民自治についての学習会・研修会の参加者数（累計）	—	1,500人
自治会加入率	79.2% (17,841世帯/22,537世帯)	82%

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①住民自治基盤の強化	①－１ 住民自治意識の高揚	総務課 企画政策課
	・自己決定・自己責任の気運を高め、地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けた主体的な実践活動を展開できる体制をつくるため、市民と行政の協働、住民自治についての学習や研修を実施します。	
	①－２ 住民自治活動の実践	
	・あらゆる世代の住民が地域活動に参加できるよう働きかけを行うとともに、先進地の事例や地域内での活動事例等の紹介、情報提供に努め、住民自治活動の実践に向けて支援します。	
	①－３ 自治会活動の充実・強化	
	・住民自治に関する研修会等への参加を促し、自治会活動の充実と強化に努めます。また、市民集会システムの効果的な活用を図ります。	
	①－４ 組織間の連携と情報交換の促進	
	・地域全体で連携・協力して活動を進めるため、自治会と市民活動団体やボランティア団体、また、事業者等も含めた幅広い市民組織とのネットワーク化を促進します。また、そのためのしくみづくりを検討します。	



